

与那原町職員採用候補者試験



1 募集職種・採用予定数及び受験資格

職種		採用予定人数	受験資格	採用予定日
技術職	建築・土木 (実務経験者)	若干名	①昭和60年4月2日以降に生まれた者(満40歳以下) ②高等学校以上を卒業した者。又はこれと同等の資格があると認められる者。 ③民間企業等経験が3年以上ある者。 ④資格要件があります。詳細は与那原町ホームページに掲載の試験案内をご覧ください。	令和7年 10月1日

2 試験案内及び申込用紙の配布

(1) 試験案内の配布場所

- 与那原町ホームページ掲載
 - 与那原町役場 3階総務課
- ※土日祝日を除く、8時30分～17時15分

(2) 配布及び受付期限

令和7年7月15日(火)まで
 ※期限後の受付は一切できませんので、ご注意ください。

(3) 試験日

第1次試験 令和7年7月22日(火)

お問い合わせ 総務課 ☎945-2201

与那原町
ホームページ▶



試験申込▶



令和7年度
固定資産税第2期分納期限は7月31日(木)です

※口座振替は7月25日(金)

**納め忘れに
 ご注意ください!**

町税は納期限内に納付をお願いします。
 □座振替の申し込みは役場窓口で受け付けています!
 「キャッシュカード」と「暗証番号」をご用意ください。
 詳しくはこちら▶



令和6年
 4月1日から **相続登記が義務化されました**

Q 土地・建物の相続登記が義務化されたと聞きました。どうのことでしょうか。
 私は数年前に親の不動産を相続しましたが、相続登記はしていません。

A 所有者が亡くなったのに相続登記がされないと、登記簿を見ても持ち主がわからず、公共事業や民間の不動産取引が進められない、相続手続き自体が複雑・困難になるといった問題が起きています。

このような事態の発生を予防するため、令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。義務化前の相続でも、相続登記が済んでいなければ義務化の対象となります。相続

登記について不明な点がある場合は、法務局や登記手続きの専門家である司法書士などにご相談ください。

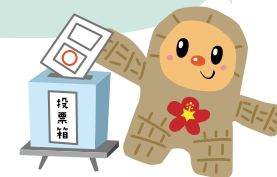
「**相続登記**」に関する
 那覇地方方法務局の専用ページはこちら▶
https://houmukyoku.moj.go.jp/naha/page000001_00343.html



お問い合わせ 税務課 ☎945-4477

7月は参議院議員通常選挙の実施が予定されています

有権者の皆さまは
 投票へ行きましょう



投票所 与那原町役場 1階 町民ラウンジ

期日前投票所 与那原町役場 1階 町民ラウンジ

開票所 与那原町観光交流施設

不在者投票

仕事や療養などで投票日当日に投票所へ来ることができない方は、郵送による投票が可能です。郵送、手続きに時間がかかりますので、早めにお手続きください。

不在者投票の請求方法

「不在者投票請求書宣誓書」を与那原町選挙管理委員会へ提出してください。「不在者投票請求書宣誓書」の様式は、町のホームページでダウンロードするか選挙管理委員会でお渡しできます。ご不明な点は選挙管理委員会へお問い合わせください。

※不在者投票の請求(「不在者投票請求書宣誓書」の提出)は、直接または郵送のみでしか受付することができません。FAXやメールで「不在者投票請求書宣誓書」を送付しても受付することができませんのでご注意ください。

① 仕事や旅行などで滞在先での不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中に名簿登録地以外の市町村に滞在先の方は、滞在先の選挙管理委員会での不在者投票ができます。

② 病院・老人ホームでの不在者投票

施設等によって日時が異なります。指定施設へ確認して下さい。

③ 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っている方のうち一定の障がいのある方や、介護保険の被保険者証を持っている方で要介護5の方は、自宅等で郵便等による不在者投票ができます。ただし、郵便等による不在者投票については、投票用紙等の請求は選挙の期日前4日までにを行う必要があります。

なお、今回初めて郵便投票をする場合は、事前に「郵便等投票証明書」の交付申請の手続きが必要です。

郵便等による不在者投票のできる選挙人		
障害者の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸機能	1級又は3級
	免疫、肝臓機能	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

上記に該当する方で、さらに次のいずれかに該当し、自書できない方は、あらかじめ届け出た代理人が投票用紙に記載する「代理投票」による投票ができます。

障害者の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症から第2項症

※不在者投票の制度を利用して投票した投票用紙が、投票日までに与那原町選挙管理委員会に届かない場合は無効となりますのでご注意ください。
 ※告示日前でも不在者投票制度を利用して投票用紙を請求することができます。

今回の選挙でも **選挙体験記念カード・はじめての選挙記念カードをお渡しします**

将来になう子どもたちに選挙をより身近に感じてもらうため、町選挙管理委員会にて「選挙体験記念カード」「はじめての選挙記念カード」という2種類のカードを作成しました。

「選挙体験記念カード」は親子連れ(18歳未満の子ども同伴)を対象としたカードで、裏面に体験した選挙を書き込むことができ、どの選挙へいつ行ったのかを振り返ることができます。「はじめての選挙記念カード」は10代向けで、選挙で初めて投票を行った方にお渡します。



お問い合わせ 与那原町選挙管理委員会(総務課内) ☎945-2201